

# 令和8年度 うるま市就学援助のお知らせ



うるま市では、経済的な理由により就学困難と認められるご家庭に、学用品費等の一部を援助する就学援助制度を実施しています。ご希望の方は、下記をご確認いただき、期間内に申請ください。  
**申請後、収入などに基づき、認定の可否が決定**されます。

**前年度就学援助の認定を受けた場合でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。**

## 支給対象となる方

下記(1)と(2)の要件に該当する方

- (1) うるま市に居住し、公立の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方または、他の市町村に居住し、うるま市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方。
- (2) 以下の項目のいずれかに該当する方
  - ① 生活保護を受けている世帯（要保護）
  - ② 市県民税所得割非課税または減免を受けている世帯
  - ③ 児童扶養手当を全額受給している世帯
  - ④ 生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している世帯（生活保護が廃止または停止となった世帯含む）

※ 上記に該当しないが、特別な事由により就学援助を希望する場合は学務課へご相談ください。

認定基準の目安額

世帯人数	家族構成	世帯の総収入額	世帯人数	家族構成	世帯の総収入額
2人	親1人、小学生1人	223万円	4人	両親、中学生1人、小学生1人	342万円
3人	親1人、中学生1人、小学生1人	311万円	5人	両親、中学生1人、小学生1人、幼児1人	388万円

収入＝所得税法上の所得の合算額(給与及び公的年金等については収入額) - 所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料のみ控除)  
上記の額は、おおよその金額です。世帯を構成する人数や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する方は申請ください。

## 申請期間・提出先

	申請受付期間 ※土日祝祭日を除く	認定日	提出先
当初申請	令和8年4月10日(金)～令和8年5月29日(金)	令和8年4月1日	各学校事務室 ※県立中・市外小中学校の場合は学務課
追加申請	令和8年6月1日(月)～令和8年12月18日(金) ※生活保護を受給している方は3月末日まで受付を行います。	申請月の翌月1日	

- 申請書提出は保護者の方にて行っていただき、小・中学校にお子様がいる場合は、中学校事務室へ提出ください。
- 申請書配布：4月7日(火)より、うるま市立小中学校にて配布、市ホームページよりダウンロードも可能です。

## 申請から受給までの流れ



### お知らせ

学校より就学援助受付の周知があります。(県立中・市外小中学校は学務課へ問い合わせください。)



### 申請手続き

申請書へ必要事項を記入し、学校(県立中・市外小中学校は学務課)へ提出ください。



### 認定の可否、通知

収入などに基づき、認定の可否が決定され、教育委員会から通知が届きます。(当初申請は8月下旬予定)



### 就学援助費の支給

認定後、就学援助費が支給されます。(年3回に分けて支給)

## 申請に必要な書類

対象者	必要なもの	備考
申請者全員	①就学援助受給申請書(兼承諾書・委任状)および申請受付証	学校(県立中・市外小中学校の場合は学務課)より受取、もしくは市ホームページよりダウンロードできます。
	②振込先通帳またはキャッシュカードの写し(申請者名義のもの)	金融機関、支店、口座番号、口座名義、フリガナが確認できるページ
生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書	修学旅行対象学年のみ申請
申請者が市外在住または同一世帯員にうま市民以外の方がいる場合	①住民票謄本	本籍地・筆頭者・続柄の記載があるもの
	②令和8年度所得課税証明書	収入額・税額・控除額の記載があるもの ※所得課税証明書は6月以降発行のため、当初申請の場合は申請書を受付期間内に提出し、所得課税証明書のみ後日提出してください。
令和8年1月1日時点で他市町村に住民登録があった方	令和8年度所得課税証明書	
児童扶養手当を全額受給している方	児童扶養手当受給者証の写し	有効期限・受給者名・月額が確認できるもの ※期限切れの証書は無効です。

- 住民票上別世帯でも、婚姻継続中の配偶者や生計を同一にする保護者は審査対象となります。
- 軍人、軍属の配偶者も審査対象です。勤務先より最新(2025年)のW2を取得のうえ提出ください。
- マイナンバー情報照会をご希望の方は、マイナンバーが確認できるものをご持参のうえ、教育委員会学務課で手続きください。

**!** 世帯に未申告者がいる場合は審査が行えません。収入の有無に関わらず、18歳以上の方は必ず申告をしてください。扶養に入られている方も申告が必要です。

## 援助の内容 (4月認定の年額) 追加認定の場合は、金額が異なります。

	学用品費	新入学児童生徒学用品費 新入学用品準備金 ※1	修学旅行費	学校給食費	通学用品費 ※2	校外活動費	
						宿泊なし	宿泊あり
小学校	¥11,520	¥40,600	実費 上限¥16,000		¥2,250	実費 上限¥1,580	実費 上限¥3,650
中学校	¥22,510	¥47,400	実費 上限¥70,000	実費 上限¥66,000	¥2,250	実費 上限¥2,290	実費 上限¥6,150

※1 新入学児童生徒学用品費の支給は、新入学用品準備金を受給していない4月認定者のみに限ります。 ※2 1学年を除く。

- 生活保護(要保護)世帯は修学旅行費のみ支給、県立中学校および区域外就学の場合は支給費目が限られます。

## 問い合わせ先

お子様の通学する小中学校事務室または、うま市教育委員会学務課へお問い合わせください。

